

平成 29 年度当初予算の考え方

(歳出の主な項目)

1. 医療給付費（療養給付費、療養費、高額療養費）

- ① 28 年度 11 月診療までの医療給付費から 28 年度最終予算額(決算見込額)を設定
- ② 年度平均の一般被保険者数は増減△0.7%、退職被保険者数は△50.9%と想定
- ③ 医療給付費動向の伸びを+2.6%と想定

上記の前提条件に基づき、以下の式により平成 29 年度医療給付費を推計

$$\begin{aligned} & \text{①平成 28 年度決算見込額} \times \text{②被保険者数増減率(一般 0.993、退職 0.491)} \\ & \times \text{③医療給付費動向伸び率 1.026} \end{aligned}$$

2. 後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金

国及び社会保険診療報酬支払基金から通知のあった算出式により算出

(前々年度の被保険者数又は対象者数からの乗率により見込んだ 29 年度の数に想定単価を乗じて概算額を算出。これに前々年度の精算額、調整額を加減したもの。)

(歳入の主な項目)

1 国庫支出金、県支出金

(国)療養給付費等負担金、普通財政調整交付金、(県)普通財政調整交付金、特別調整交付金については、一般被保険者に係る保険給付費（療養給付費、療養費、高額療養費等）、介護納付金分、後期高齢者支援金等の対象経費から控除対象分を差し引きし、(国)療養給付費等負担金は 32%、(国)普通財政調整交付金は 7%、(県)普通財政調整交付金は 6%、特別調整交付金は 1%を乗じて算出

2. 前期高齢者交付金

国及び社会保険診療報酬支払基金から通知のあった算出式により算出

(前々年度の前期高齢者に係る医療費実績から見込んだ 29 年度の医療費概算額に前々年度の精算額、調整額を加減したもの)

3. 財源調整

歳入歳出の差、約 8,500 万円については、国保財政調整基金の繰入と保険税で賄うべきところであるが、前回保険税率を増額改定した平成 25 年度においても、約 1 億 200 万円の

不足額に対し基金繰入で 6,000 万円、一般会計から 2,000 万円の計 8,000 万円の繰入金
を予算編成時に投入し、保険税率の急激な上昇を緩和した措置を講じている。

平成 29 年度税率改定においても、例外的に一般会計から 2,000 万円の繰入を行うととも
に、国保財政調整基金から約 4,400 万円を繰り入れることにより保険税率の急激な上昇を
緩和し、残る約 2,100 万円の財源不足について、保険税率の改定により財源確保を図る。

※国保財政調整基金の状況

平成 27 年度末基金保有額	196,910,044 円
平成 28 年度 3 月補正後増減見込み	△107,220,313 円
平成 28 年度末基金保有額見込み	89,689,731 円

4. 国民健康保険税の税率改定の考え方

- ① 財源不足額のうち約 2,100 万円を国民健康保険税の増額によって措置できるよう税率を設定
- ② 税率設定にあたっては、応益部分である均等割、平等割の割合と、応能部分である所得割の割合が概ね半々になるようにし、負担の均衡を図る。
- ③ 応益分の 2 割軽減と 5 割軽減の軽減判定所得の基準を引き上げ、軽減対象者を拡大する。
軽減額については、保険基盤安定制度において県 3/4、町 1/4 の負担割合により一般会計から措置される。

上記③の改正については、平成 29 年度税制改正大綱を受け閣議決定されており、当町においては平成 29 年 3 月町議会定例会に、国民健康保険税条例の改正案を上程予定

(歳入歳出予算総額)

上記により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 5,767 万 2 千円(対前年度比 2 億 1,664 万 2 千円の増、+5.6%)とする。